

押印義務の見直し（公職選挙法施行規則の一部を改正する省令） Q & A
総務省自治行政課通知

<改正趣旨>

【Q】 今回の改正の趣旨は何ですか。

【A】

- 今回の改正は、政府全体として、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して押印を求めている行政手続について、「経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日閣議決定）」及び「規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）」に基づき、規制改革推進会議が提示する基準に照らして必要な検討を行うこととされたところ、公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）により規定されている押印義務が求められる申請等の手続について、別記様式の改正を行うものです。
- これまで届出書類等を受理するに当たって、その真正性を確認するために一律に書面への記名押印を求めていたところ、その義務付けを廃止し、
- ①届出等の名義人（候補者、政党その他の政治団体の代表者、出納責任者等）
本人の本人確認書類の提示又は提出
- ②代理人が届け出る場合には委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出
- 等の措置によって届出書類等の真正性を確認することを可能とするものですが、この場合、③署名や、④その他の措置（例えば記名押印）によることも可能とし、届出者等が自らにとって最も簡便な方法を選択し、届出等を行うことができるようにすることとしています。

<本人確認を省略できる場合>

【Q】 「署名その他の措置」としては主に何が考えられますか。

【A】

- 届出等の名義人本人の選択により、届出書類等に署名又は記名押印がなされていることが考えられます。

【Q】 届出等の名義人本人の選択により、届出書類等に署名又は記名押印がなされている場合には、届出者等の本人確認書類や委任状の提示又は提出は不要ということでしょうか。

【A】

- 不要と考えられます。